

社会保険歯科診療報酬点数早見表(1)

(平成18年10月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、()の点数は5歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な障害者を診療した場合の点数。歯科訪問診療料算定患者(著しく歯科診療が困難な障害者は除く)については項目の左に*印を付した診療行為を行った場合に()の点数を算定し、それ以外の行為は所定点数を算定。歯冠修復物及び欠損補綴物についての補綴物維持管理未届出医療機関に関わる70/100の点数は本早見表(3)を参照。

初診	歯科初診料180	時間外 +85	休日 +250	深夜 +480	乳 +40	乳時間外 +125	乳休日 +290	乳深夜 +620	障 +175	障導 +250	乳+障 +215	乳+障導 +290
	歯科再診料 38	時間外 +65	休日 +190	深夜 +420	乳 +10	乳時間外 +75	乳休日 +200	乳深夜 +530	障 +175	乳+障 +185	注)初・再診料の乳加算は6歳未満が対象	
医学管理	文書により情報提供を行った場合に算定											
	歯科疾患総合指導料1(衛生士1名以上患者の署名)...130 " 2(患者の署名).....110 機械的歯面清掃加算(3月毎).....+80 歯周疾患指導管理料(月1回).....100 機械的歯面清掃加算(3月毎).....+80 歯科疾患継続指導料(月1回).....120 機械的歯面清掃加算(3月毎).....+80	歯科口腔衛生指導料(月1回).....100 フッ化物局所応用加算(13歳未満,修復終了後).....+80 洗口指導加算(4歳以上13歳未満,修復終了後).....+40 注)両加算は齲蝕多発傾向者が対象 歯科衛生実地指導料(月1回,実地指導15分以上).....80 歯科治療総合医療管理料(月1回).....140 新製義歯指導料(装着時又は装着後1月以内に1回のみ新製義歯調整料算定時).....100	歯科特定疾患療養管理料(月2回を限度).....150 共同療養指導計画加算.....+100 診療情報提供料().....250 " ()(主治医以外の医師による助言).....500 薬剤情報提供料(月1回).....10 (処方内容変更の場合はその都度) 老健患者で健康手帳に記載した場合.....+5									
検査	歯周組織検査(1口腔単位)1月以内の検査2回目以降は50/100の算定 1~9歯 10~19歯 20歯以上 歯周基本検査 50 110 200 歯周精密検査(6点法) 100 220 400 (部分的再評価は歯数に応じ歯周精密検査で算定) 口腔内写真検査(1枚につき).....10(1回につき5枚を限度)	電氣的根管長測定検査(EMR)(1根管目).....30 2根管目から1根管につき.....+15 細菌簡易培養検査(S培)(1歯1回につき).....60 スタディモデル(1組につき).....50 歯科疾患継続管理診断料(患者の署名).....100	ブリッジ平行測定(1装置につき) {支台歯とボンティック(ダミー)数の合計が5歯以下.....50 {支台歯とボンティック(ダミー)数の合計が6歯以上.....100 下顎運動路描記法(MMG).....300 チェックバイト検査(ChB).....400 ゴシックアーチ描記法(GoA).....500 パントグラフ描記法(Ptg).....600									
	単純撮像(フィルム料含む)()の点数は症状確認標準型48(38)咬合型62(47)全顎10枚法438 小児型48(38)咬翼型59(44)全顎14枚法449 3歳未満の乳幼児には撮影料15/100加算 (デジ)55(45) デジタル映像化処理加算(フィルムなし).....歯科エックス線撮影 +10, パノラマ断層撮影 +95, その他 +60 (パ・デジ)400 フィルム料 標準型 2.8, 咬翼型 4.0, 四つ切 7.8, 小児型 2.5, 3.0, 咬合型 6.6, カビネ 4.2, オルソパントモ型(小)11.5(大)9.9 6歳未満1.1倍	単純撮像(スタタスエックス2等) スタタスエックス2(カビネ使用)1枚.....154 注)フィルムの算定については,使用フィルムと四つ切フィルムとの面積比により算定する。 パノラマ断層撮影 四つ切 313 オルソパントモ型(小)317 (大)315 {6歳未満(小)318 (大)316}										
処置	齲蝕処置(1歯1回につき).....16(24) 咬合調整 {1~9歯.....40(60) 10歯以上.....60(90) 覆罩(1歯につき){直接.....120(180) 間接.....25(38) 填塞処置(シーラント)(乳歯又は幼若永久歯)(1歯につき,材料料を含む).....119(173) 除去(1歯につき){簡単.....15(23) 困難.....30(45) ポスト.....50(75) 歯牙破折片除去.....30(45) 有床義歯床下粘膜調整処置(1顎1回につき).....110(165) 知覚過敏処置(1口腔1回につき){3歯まで...40(60) 4歯以上...50(75) 根管内異物除去(1歯につき).....140(210) 生活歯髄切断(1歯につき).....230(345) 歯根完成期以前及び乳歯.....+40(+60) 失活歯髄切断(1歯につき).....70(105) ラバー(1顎1回につき).....10	口腔内外科後処置(1口腔1回につき) 腫瘍摘出術等.....22(33) 口腔外外科後処置(1回につき).....22(33) 後出血処置.....470(705) 6歳未満.....500(750) 歯周基本治療 スクレーピング(1/3顎につき).....64(96) 同時に1/3顎を増すごとに.....+42(+63) スクレーピング・ルートプレーニング及び歯周ポケット搔爬(盲嚢搔爬) (1歯につき) 前歯 60(90) 小臼歯 64(96) 大臼歯 70(105) 歯周治療用装置(印象装着等を含む)(人工歯 鉤歯等は別算定)(歯肉切除手術,歯肉剝離搔爬手術を行う場合に算定) 冠形態(1歯につき).....50(75) 床義歯形態(1装置につき).....750(1125) 歯周疾患処置(1口腔1回につき)(特定薬剤の歯周ポケットへの注入の場合に限る).....10(15)	暫間固定(固定源となる歯は歯数に含めない) 歯周外科手術を伴わない場合及び歯周外科手術を予定する4歯未満.....330(495) (エナメルボンドシステムの場合は300点) 歯周外科手術を伴う場合の4歯以上及び外傷性歯牙脱臼等(エナメルボンドシステムの場合は500点) 連続鉤固定法及びレジン床固定法.....680(1020) 暫間固定装置修理 {簡単なもの.....70(105) 困難なもの.....220(330) 暫間固定除去(1装置につき).....30(45) 線副子(1顎につき).....680(1020) 床副子(1装置につき){簡単なもの.....680(1020) 困難なもの.....1530(2295) 著しく困難なもの 2030(3045) 床副子調整 睡眠時無呼吸症候群の治療法としての咬合床の場合...120(180) 咬合挙上副子の場合(月1回).....220(330) 歯ぎしり咬合床(アクチバートル式以外).....1600(2400) 歯ぎしり咬合床(アクチバートル式).....2200(3300) 注)暫間固定,副子の点数は装着料を含む。印象採得料,装着材料料は別算定。									
手術	拔牙 (1歯につき) *単根 220(330) (直接覆罩から1月以内は120(180)点減算) *2根 406(609) *3根 570(855)	感染根管処置 (1歯につき) *単根 130(195) *2根 276(414) *3根 410(615)	根管貼薬処置 (1歯1回につき) 単根 14(21) 2根 22(33) 3根 28(42)	根管充填 (1歯につき) 単根 68(102) 2根 90(135) 3根 110(165)	抜根即充(1歯につき) { }内は欄外「注」の歯科訪問診療料算定患者の点数 *単根 288(432)《398》(直接覆罩から1月以内は120(180)点減算) *2根 496(744)《699》 *3根 680(1020)《965》	感根即充(1歯につき) 単根 198(297)《263》 2根 366(549)《504》 3根 520(780)《725》	加圧根充加算 (補管届出医療機関のみ)エックス線による確認必要 単根 +110(+165) 2根 +130(+195) 3根 +150(+225)					
	拔牙手術(1歯につき) *乳歯.....120(180) *前歯.....150(225) *臼歯.....260(390) 難拔牙.....460(690) (歯根肥大・骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離) 埋伏歯.....1000(1500) (骨性の完全埋伏歯及び水平智歯に限る) 下顎智歯(骨性・水平埋伏).....+100(+150) ヘミセクション(分割拔牙).....460(690) 拔牙窩再搔爬手術.....130(195) 歯肉息肉除去手術.....54(81) 歯槽骨整形手術 骨瘤除去手術.....110(165)	口腔内消炎手術 智歯周囲炎の歯肉弁切除等...140(210) *歯肉膿瘍等.....180(270) 骨膜下膿瘍,口蓋膿瘍等.....230(345) 顎炎又は顎骨骨髓炎等 1/3顎未満.....750(1125) 1/3顎以上.....2600(3900) 全顎.....5700(8550) 口腔外消炎手術(骨膜下・皮下膿瘍,蜂窩織炎等) 2cm未満のもの.....180(270) 2cm以上5cm未満のもの...300(450) 5cm以上のもの.....750(1125) 歯根膿瘍摘出手術 歯冠大.....770(1155) 拇指頭大.....1300(1950) 歯根端切除手術(1歯につき)(歯根端閉鎖の費用を含む).....1300(1950)	口腔内軟組織異物(人工物)除去術 簡単なもの.....30(45) 困難なもの 浅在性のもの.....680(1020) 深在性のもの.....1290(1935) 歯肉弁根尖側移動術.....600(900) 歯肉弁歯冠側移動術.....600(900) 歯肉弁側方移動術.....770(1155) 遊離歯肉移植術.....770(1155) 頬,口唇,舌小帯形成術.....450(675) 歯肉,歯槽部腫瘍手術(エプーリスを含む) 軟組織に局限するもの.....600(900) 硬組織に及ぶもの.....1300(1950) 顎関節脱臼非観血的整復術(片側).....410(615) 歯槽骨骨折非観血的整復術 1~2歯.....680(1020) 3歯以上.....1300(1950)	歯周外科手術(1/3顎につき) 歯周ポケット搔爬術.....200(300) 新付着手術.....300(450) 歯肉切除手術.....400(600) 歯肉剝離搔爬手術.....1000(1500) 1/3顎を増すごとに30/100を算定 腐骨除去手術 歯槽部に局限するもの.....600(900) 顎骨(片側の1/3未満).....1300(1950) 顎骨(片側の1/3以上).....3420(5130) 創傷処理(口腔内縫合術) 長径5cm未満(小深).....1250(1875) " 5cm以上10cm未満(中深)...1680(2520) " 5cm未満(小浅).....470(705) " 5cm以上10cm未満(中浅)...850(1275)								
麻酔	伝達麻酔(下顎孔・眼窩下孔).....38(57)	浸潤麻酔・圧迫麻酔.....23(35)	吸入鎮静法 30分まで.....70(105) 30分を超えた場合は30分又はその端数を増すごとに.....10(15)									

(不許複製)

社会保険歯科診療報酬点数早見表(2)

(平成18年10月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、()の点数は5歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な障害者を診療した場合の点数。歯科訪問診療料算定患者(著しく歯科診療が困難な障害者は除く)については所定点数を算定。歯冠修復物及び欠損補綴物についての補綴物維持管理未届出医療機関に関わる70/100の点数は本早見表(3)を参照。

歯	補綴時診断料 (1口腔につき)《文書により情報提供を行った場合に算定》.....100(150) 注)ブリッジ、有床義歯・床裏装・追歯(増歯)が対象	充填 (1歯につき、材料料を除く) <table border="1"><tr><th>単純なもの</th><th>複雑なもの</th></tr><tr><td>52(78)</td><td>100(150)</td></tr></table>	単純なもの	複雑なもの	52(78)	100(150)	歯科充填用材料I (光重合型複合レジン、光重合型レジン強化ゲル、ラスアイオノマー) 歯科充填用材料II (グラスアイオノマーセメント、複合レジン) 歯科充填用材料III (歯科用珪酸セメント、珪酸セメント、歯科充填用即時硬化レジン) その他 (銀錫アマルガム) ピン(金属小釘) <table border="1"><tr><th></th><th>1本</th><th>2本</th></tr><tr><td>ロック型</td><td>6</td><td>13</td></tr><tr><td>スクリュー型</td><td>5</td><td>10</td></tr><tr><td>スクリュー型(金メッキ)</td><td>11</td><td>21</td></tr></table>		1本	2本	ロック型	6	13	スクリュー型	5	10	スクリュー型(金メッキ)	11	21															
	単純なもの		複雑なもの																															
	52(78)		100(150)																															
	1本	2本																																
ロック型	6	13																																
スクリュー型	5	10																																
スクリュー型(金メッキ)	11	21																																
歯冠形成 (1歯につき) (前装鑄造冠は前歯に限る) (大白歯の1/5冠は生活歯をブリッジの支台に用いる場合に限る) <table border="1"><tr><th></th><th colspan="3">鑄造冠</th><th>ジャケット冠</th><th>乳歯金属冠</th></tr><tr><th></th><th>前歯1/4冠</th><th>前装鑄造冠</th><th>1/5冠・FCK</th><th>レジン・硬質レジン</th><th></th></tr><tr><td>生PZ</td><td>790(1185)</td><td>790(1185)</td><td>300(450)</td><td>300(450)</td><td>120(180)</td></tr><tr><td>失PZ</td><td>630(945)</td><td>630(945)</td><td>160(240)</td><td>160(240)</td><td>114(171)</td></tr></table> 失活歯金属コア加算(前装鑄造冠、全部鑄造冠、ジャケット冠).....+30(+45)		鑄造冠			ジャケット冠	乳歯金属冠		前歯1/4冠	前装鑄造冠	1/5冠・FCK	レジン・硬質レジン		生PZ	790(1185)	790(1185)	300(450)	300(450)	120(180)	失PZ	630(945)	630(945)	160(240)	160(240)	114(171)	支台築造 (材料料等を含む) <table border="1"><tr><th></th><th>大</th><th>前・小</th></tr><tr><td>金属コア</td><td>215(300)</td><td>172(244)</td></tr><tr><td>その他</td><td>156(216)</td><td>143(203)</td></tr></table>		大	前・小	金属コア	215(300)	172(244)	その他	156(216)	143(203)
	鑄造冠			ジャケット冠	乳歯金属冠																													
	前歯1/4冠	前装鑄造冠	1/5冠・FCK	レジン・硬質レジン																														
生PZ	790(1185)	790(1185)	300(450)	300(450)	120(180)																													
失PZ	630(945)	630(945)	160(240)	160(240)	114(171)																													
	大	前・小																																
金属コア	215(300)	172(244)																																
その他	156(216)	143(203)																																
窩洞形成(KP) {単純なもの.....44(66) 複雑なもの.....68(102)}	即時充填形成120(180) インレー修復形成120(180)	充填材料料 (1窩洞につき) <table border="1"><tr><th></th><th>単純</th><th>複雑</th></tr><tr><td>歯科充填用材料</td><td>11</td><td>28</td></tr><tr><td>歯科充填用材料</td><td>5</td><td>11</td></tr><tr><td>歯科充填用材料</td><td colspan="2">2</td></tr><tr><td>その他</td><td>13</td><td>29</td></tr></table>		単純	複雑	歯科充填用材料	11	28	歯科充填用材料	5	11	歯科充填用材料	2		その他	13	29																	
	単純	複雑																																
歯科充填用材料	11	28																																
歯科充填用材料	5	11																																
歯科充填用材料	2																																	
その他	13	29																																

冠	**印象採得料**(1個につき) {単純.....30(45) 連合.....60(90)}	**咬合採得料**(1個につき).....14(21)	**鑄造歯冠修復** (大白歯の1/5冠は生活歯をブリッジの支台に用いる場合に限る) (前装鑄造冠は前歯に限る)		インレー		前歯1/4冠	1/5冠	FCK	前装鑄造冠			--------	----------------------	----------	----------	----------	----------	----------	------------			単純なもの	複雑なもの							乳歯	銀合金	189(189)	292(292)			471(471)				金パラ	231(231)	375(375)	493(493)	433(433)	600(600)	1393(1393)		前歯・小白歯	銀合金	189(189)	292(292)	391(391)	331(331)	471(471)	1258(1258)			ニッケルクロム合金	185(185)	279(279)	376(376)	316(316)	453(453)	1218(1218)		大歯	金パラ	255(255)	411(411)		482(482)	661(661)				銀合金	194(194)	298(298)		339(339)	481(481)			白歯	ニッケルクロム合金	185(185)	279(279)		318(318)	456(456)				14(ブリッジの支台として使用する場合)		732(732)	941(941)																														
装着料(1個につき) {鑄造歯冠修復.....45(68) 硬質レジンジャケット冠.....30(45) その他.....30(45)}	**装着材料料** 歯科用合着・接着材料.....16 (接着性セメント、グラスアイオノマー系レジンセメント) 歯科用合着・接着材料.....12 (グラスアイオノマーセメント(接着用)、接着性複合レジンセメント) 歯科用合着・接着材料.....4 (歯科用燐酸亜鉛セメント、ハイボンド燐酸亜鉛セメント、カルボキシレートセメント、水硬性セメント) 仮着用セメント(1歯につき).....4	**ジャケット冠**.....392(392)+人工歯料(人工歯料の点数は本早見表(3)に掲載) **硬質レジンジャケット冠** 光重合.....966(966) 加熱重合.....758(758) **乳歯金属冠**.....239(339) 注)鑄造歯冠修復、ジャケット冠、硬質レジンジャケット冠、乳歯金属冠は材料料を含む。装着料・装着材料料は別算定。																																																																																																																														
ブリッジ	**ブリッジ**(1装置につき)		ワンピースキャストブリッジ		その他のブリッジ			---------------	---------------	----------	----------	----------			5歯以下	6歯以上				印象採得料	275(413)	326(489)	40(60)			咬合採得料	70(105)	140(210)	70(105)			リテーナー	100(150)	300(450)	100(150)	300(450)		試適料(前歯部に係る場合)	40(60)	80(120)	40(60)			装着料	150(225)	300(450)	70(105)			仮着料	40(60)	80(120)			注) 5歯以下:支台歯とポンティック(ダミー)数の合計が5歯以下の場合 6歯以上:支台歯とポンティック(ダミー)数の合計が6歯以上の場合(模型での平行測定が必要) 支台装置ごとの装着料は、ブリッジの装着料に含まれる。(装着材料料は支台装置ごとに算定) ブリッジ未装着の場合は、ブリッジの装着料150(225)、300(450)又は70(105)を算定しない。 脱離再装着の場合は、ブリッジの装着料150(225)、300(450)、70(105)を算定する。(装着材料料は支台装置ごとに算定)	**ポンティック(ダミー)**(1歯につき)(材料料を含む)	鑄造	金パラ	大白歯	677(677)		------	-----------	-------	---------------				小白歯	615(615)		その他	ニッケルクロム合金	大・小白歯	459(459)				前歯	857(857)+人工歯料		金裏装	金パラ	小白歯	555(555)+人工歯料				前歯	529(529)+人工歯料		その他	ニッケルクロム合金	前・小白歯	449(449)+人工歯料				前歯	1350(1350)		前装鑄造	金パラ	前歯	1240(1240)				前歯	1240(1240)	注)ポンティック人工歯料は本早見表(3)に掲載。	**冠及びポンティックの修理**					------------------------	----------------------	----------------------		前装鑄造冠 前装鑄造ポンティック	窩洞形成 + 充填 + 材料料 + 研磨	44 + 52 + 11又は5 + 14		歯冠継続歯、レジンジャケット冠、ポンティック	修理 + 人工歯料	70	
補綴物維持管理料	**補綴物維持管理料**(1装置につき) 《文書により情報提供を行った場合に算定》	歯冠補綴物	5歯以下ブリッジ	6歯以上ブリッジ			-------	----------	----------	-----			100	330	440	注) 5歯以下:支台歯とポンティック(ダミー)の数の合計が5歯以下の場合 6歯以上:支台歯とポンティック(ダミー)の数の合計が6歯以上の場合 注)当該補綴物の装着時に算定する。	**補綴物維持管理** 補綴物維持管理料には2年以内における同一部位の新たな歯冠補綴物又はブリッジの製作にかかわる費用を含む。 補綴物維持管理中の補綴物の脱離再装着、対象歯の充填治療については、補綴物維持管理料に含まれる。(装着材料料は別算定) 補綴物維持管理の対象となる歯冠補綴物は、インレーを除く鑄造歯冠修復、前装鑄造冠、ジャケット冠、硬質レジンジャケット冠である。 すべての支台をインレーとするブリッジは補綴物維持管理の対象としない。 乳歯は補綴物維持管理の対象としない。 5歳未満の乳幼児若しくは著しく歯科診療が困難な障害者を診療した場合、又は歯科訪問診療については補綴物維持管理の対象としない。																																																																																																															

社会保険歯科診療報酬点数早見表(3)

(平成18年10月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、()の点数は5歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な障害者を診療した場合の点数。歯科訪問診療料算定患者(著しく歯科診療が困難な障害者は除く)については項目の左に*印を付した診療行為を行った場合に《 》の点数を算定し、それ以外の行為は所定点数を算定。歯冠修復物及び欠損補綴物についての補綴物維持管理未届出医療機関に関わる70/100の点数は下段の太枠を参照。

有床義歯	印象採得料(1装置につき)		単純印象		簡単なもの	40(60)	困難なもの		70(105)		
	連合印象		特殊印象				225(338)	265(398)			
	咬合採得料(1装置につき)		少数歯欠損(1床1歯~8歯)				55(83)	多数歯欠損(1床9歯~14歯)		185(278)	
	総義歯						280(420)				
	仮床試適料(1床につき)		少数歯欠損(1床1歯~8歯)				40(60)	多数歯欠損(1床9歯~14歯)		100(150)	
	総義歯						190(285)				
	有床義歯(装着料・材料料を含む,人工歯料は別算定)		レジン床義歯		熱可塑性義歯		床裏装		床裏装		
	局 部 義 歯	1歯~4歯		587(617)	265(398)	815(845)	265(398)				
		5歯~8歯		713(743)	310(465)	1035(1065)	310(465)				
		9歯~11歯		1015(1075)	460(690)	1355(1415)	460(690)				
12歯~14歯		1427(1487)	660(990)	1985(2045)	660(990)						
総義歯		2287(2402)		980(1470)		3130(3245)		980(1470)			
装着料		少数歯欠損(1歯~8歯)				60(90)	多数歯欠損(9歯~14歯)		120(180)		
総義歯						230(345)					
床義歯	鑄造鉤(材料料を含む)		双歯鉤		両翼鉤(レスト付)		大白歯		小臼・犬歯	前歯	
	14 K		713(713)	621(621)	606(606)	513(513)	442(442)				
	金パラ		419(419)	376(376)	342(342)	324(324)	315(315)				
	ニッケルクロム合金 コバルトクロム合金		225(225)	225(225)	210(210)	210(210)	210(210)				
	線鉤(材料料を含む)		双歯鉤		両翼鉤(レスト付)		レストなし		フック,スパー		
	14 K		453(453)	334(334)	-	-	-				
	不銹鋼・特殊鋼		205(205)	145(145)	125(125)	92(92)					
	バー(1個につき)(材料料を含む)		屈曲		金パラ		パラタル	856(856)	リンガル		813(813)
	不銹鋼・特殊鋼							286(286)	金パラ		739(739)
	ニッケルクロム合金,コバルトクロム合金							439(439)	補綴隙(1個につき)		30(30)
白歯金属歯(1歯につき)							12(12)	保持装置(1個につき)		50(50)	
ジャケット冠・ボンティック人工歯料(前歯・小臼歯),有床義歯人工歯料		部位		前歯部		小・臼歯部		両側		片側	
レジン歯		両側		片側		両側		片側			
熱可塑性樹脂		27		13		27		13			
硬質レジン歯		63		32		83		41			
床用陶歯		179		90		97		48			
有床義歯の調整(1口腔につき月1回)		新製義歯調整料(装着時又は装着後1月以内)				120(180)		*有床義歯調整料(装着後1月以降等)		60(90)《90》	
*咬合機能回復困難患者加算						+40(+60)《+60》					
有床義歯修理(装着料を含む)		6月以内の修理									
*少数歯欠損(1歯~8歯)		250(375)《360》		140(210)《195》							
*多数歯欠損(9歯~14歯)		280(420)《390》		170(255)《225》							
*総義歯		335(503)《445》		225(338)《280》							
注) 印象採得,咬合採得を行った場合はそれぞれの点数を算定する。 有床義歯の修理,床裏装の際,人工歯を使用した場合それぞれの人工歯料を別に算定する。											

在宅	歯科訪問診療料(1日につき)《文書により情報提供を行った場合に算定》		歯科訪問診療1(通院困難な患者の求めに応じ,居宅,社会福祉施設等の屋内において1人のみを診療した場合)		830
	歯科訪問診療2(社会福祉施設等の屋内において複数人を診療した時の1人目及び2人目以降で30分以上診療した場合)				380
	地域医療連携体制加算(1回に限り)				+300
	老人訪問口腔指導管理料(患者1人につき再診月1回)《文書により情報提供を行った場合に算定》				430
	但し,居宅の要介護者等に対する老人訪問口腔指導管理及び訪問歯科衛生指導については介護保険により請求する。				
	切削器具使用(歯科訪問診療料算定患者又は著しく歯科診療が困難な障害者を訪問診療した場合,切削の主たる行為につき)		エアタービン		+200
	電気エンジン				+50
	訪問歯科衛生指導料(月4回を限度,1日につき) 文書により情報提供を行った場合に算定		複雑なもの(1対1で20分以上の場合)		350
	簡単なもの(1対1で20分未満又は同時に複数人を40分超える場合)				100

補綴物維持管理未届出医療機関に関わる70/100の点数

歯冠形成(1歯につき)		支台築造(材料料を含む)		ブリッジ(1装置につき)	
鑄造冠		大		ワンピースキャストブリッジ	
前歯3/4冠		前・小		5歯以下	
前装鑄造冠		メタルコア		6歯以上	
4/5冠・FCK		その他		その他のブリッジ	
レジン・硬質レジン		164		129	
生PZ		210		210	
失PZ		112		112	
失活歯メタルコア加算(前装鑄造冠,全部鑄造冠,ジャケット冠).....+21		補綴時診断料(1口腔につき)《文書により情報提供を行った場合に算定》...70		補綴関連検査	
印象採得料(1個につき)		ブリッジ平行測定(1装置につき)		ブリッジ平行測定(1装置につき)	
単純.....21		支台歯とボンティック(ダミー)数の合計が5歯以下		35	
連合.....42		支台歯とボンティック(ダミー)数の合計が6歯以上		70	
咬合採得料(1個につき).....10		下顎運動路描記法(MMG)		210	
装着料(1個につき)		チェックバイト検査(ChB)		280	
鑄造歯冠修復		ゴシックアーチ描記法(GoA)		350	
硬質レジンジャケット冠		パントグラフ描記法(Ptg)		420	
その他				21	
鑄造歯冠修復(材料料を含む)		(大白歯の4/5冠は生活歯をブリッジの支台に用いる場合に限り)		(前装鑄造冠は)前歯に限り	
前歯小臼歯		前歯3/4冠		4/5冠	
金パラ		382		340	
銀合金		280		238	
ニッケルクロム合金		265		223	
大臼歯		金パラ		389	
金パラ		銀合金		246	
銀合金		ニッケルクロム合金		225	
ニッケルクロム合金		FCK		467	
前装鑄造冠		1033		898	
14(ブリッジの支台として使用する場合)		830		323	
ジャケット冠.....275+人工歯料		硬質レジンジャケット冠		光重合.....741	
				加熱重合.....533	
鑄造		金パラ		大白歯	
金パラ		大臼歯		549	
その他		ニッケルクロム合金		小臼歯	
ニッケルクロム合金		大・小臼歯		487	
金		14 K		前歯	
金		金パラ		729+人工歯料	
裏装		小臼歯		427+人工歯料	
その他		前歯		401+人工歯料	
前装鑄造		金パラ		前・小臼歯	
その他		ニッケルクロム合金		321+人工歯料	
ニッケルクロム合金		前歯		990	
前装鑄造		金パラ		前歯	
その他		ニッケルクロム合金		880	

注) 著しく歯科診療が困難な障害者の点数は,全身麻酔を行った場合は算定できない。
5歳未満の乳幼児が著しく歯科診療が困難な障害者であった場合については,5歳未満の乳幼児加算のみを算定する。